

備考

- 1 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 従前の宅地に係る「市区町村及び町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。この場合において、「地積」欄には、登記簿に登記された地積が換地を定めるときの基準となる従前の地積(以下「基準地積」という。)と異なるときは、当該基準地積を併記すること。
- 3 従前の宅地について存する所有権以外の権利又は処分の制限に係る「種別」、「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、既登記のもの及び申告又は届出があつたものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既登記のものについては、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「地積」欄には、登記又は申告若しくは届出に係る地積が基準地積と異なるときは、当該基準地積を併記すること。
- 4 (一)の調書中「権利価額」欄及び(二)の調書中従前の宅地に係る「権利価額」欄には、宅地若しくは借地権又は先取特権、質権、抵当権若しくは処分の制限の存する宅地の部分の価額を記載すること。
- 5 「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。
- 6 換地処分後の宅地に係る「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、従前の宅地に存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の宅地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。
- 7 法第79条第2項において準用する法第20条第3項又は法第82条において準用する土地区画整理法第95条第5項の規定による特別の定めをする宅地については、「清算金、仮清算金及び清算金精算額」欄に当該特別の定めをしない場合において清算すべき金額を併記し、「記事」欄に特別の定めによる旨を記載すること。
- 8 「記事」欄には、従前の宅地について、別記様式第十備考6の例により記載すること。
- 9 「建物の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。
- 10 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。